

介護療養型医療施設から介護医療院への転換整備補助事業

介護療養型医療施設から介護医療院への転換に当たり、介護医療院の施設基準に適合するための整備が必要となる場合には、事業者等からの申請に基づき、以下のとおり施設整備費の補助を実施します。

1 対象事業

- **事業者整備型**
介護療養型医療施設を転換して介護医療院の開設許可を受けようとする事業者等（医療法人社会福祉法人・その他厚生労働大臣が定める者）が、東京都内において介護医療院を整備する事業
※賃貸物件を運営事業者の負担で整備する場合を含みません。
- **オーナー型**
介護療養型医療施設の建物所有者が、運営事業者に建物を賃貸することを目的に、東京都内に介護医療院を整備する事業

※ 地域医療介護総合確保基金事業による各年度「介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備事業補助金交付要綱」を実施根拠とします。

2 整備区分の内容

①	転換改修	既存の介護療養型医療施設の建物の躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）により、施設を整備すること。
②	転換創設	既存の介護療養型医療施設の建物を取り壊さずに、新たに施設を整備（新築）すること。
③	転換改築	既存の介護療養型医療施設の建物を取り壊して、新たに施設を整備（新築）すること。
④	転換 ユニット化改修	既存のユニット型以外の介護療養型医療施設を改修し、ユニット型個室又は個室的多床室の介護医療院に転換することで、居住環境等の改善整備を行うこと。

※ 本事業の助成を受けず、転換先の施設基準の一部の緩和（療養室の床面積1床当たり6.4㎡を維持したままの病床の転換）を適用し介護医療院に転換した療養病床等が、その後、2023年度末までに1床当たり8.0㎡を満たすための改修等を行う場合については、①～③事業も対象となります。

3 基準単価

1床当たり単価

時 期		2019年4月～9月	2019年10月～
①	転換改修	1,095千円	1,115千円
②	転換創設	2,200千円	2,240千円
③	転換改築	2,720千円	2,770千円
④	転換 ユニット化改修		
	多床室からユニット型個室又は個室的多床室への改修	2,340千円	2,380千円
	従来型個室からユニット型個室又は個室的多床室への改修	1,170千円	1,190千円

※床数については、①～③は転換前床数、④は整備床数により算定します

4 交付額の算定

3に掲げる補助単価により算出した額

対象経費の実支出額

両者を比較して、少ない方の額

※千円未満切捨て。総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額が算定額を下回る場合は、その額。

5 補助申請手続

「①整備事業計画概要 ⇒ ②整備事業計画書」の順にご提出ください。
※提出書類の詳細は、東京都福祉保健局HPに掲載予定。

① 転換改修	随時申請を受付し、審査終了後に補助内示。 整備計画概要受付から補助内示まで、少なくとも4か月はかかります。 ※ <u>改修の程度・内容によっては、②～④と同様のスケジュールとなる場合があります。</u>
② 転換創設	年1度の受付。審査委員会等での審査を経て、翌年度5月頃に補助内示。
③ 転換改築	2020年度着工分受付 ○整備事業計画概要 ⇒ <u>2019年7月19日(金)</u> ○整備事業計画書 ⇒ <u>2019年9月6日(金)</u>
④ 転換 ユニット化改修	

その他(注意点など)

- 中核市である八王子市内の施設については、本案内の対象外です。
- 補助に係る審査基準は、別に定めるとおりです(東京都福祉保健局HPに掲載予定)。
- 申請に当たっては、施設所在地、または整備計画地の区市町村が作成する「整備計画に関する意見書」(転換創設・転換改築の場合は、加えて「住民同意に関する区市町村意見書」)のご提出が必要です。あらかじめ、該当する区市町村にご相談ください。
- 補助事業者が行う施工業者の選定は、都が規定する契約手続基準によります(原則、一般競争入札)。
- 本事業の対象経費は、原則「介護医療院の施設・設備基準」に適合させることを目的とした整備に限ります。したがって、単に経年劣化の修繕やリニューアルを目的とした工事などは、対象になりません。
また、内示前に要した経費(例えば、工事費や設計委託費)は、一切、補助対象になりません。

【問い合わせ先】

担当：東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課施設整備担当
電話：03-5320-4266(直通)